

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
(仮称) 新垂水図書館・自転車駐車場・ロータリー建設工事設計意図伝達他業務	令和5年10月2日	フジワラボ・タト・トミト設計共同体 代表者 (株) フジワラ テッペイアーキテクツラボ	19,855,000	設計意図伝達他業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であり、設計業務の受託者である上記業者しか行い得ない業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6580)
重要文化財旧トーマス住宅耐震改修工事監理他業務	令和5年10月16日	(一財) 建築研究協会	19,250,000	本業務は、文化庁の承認を受けた主任技術者が現地調査をしながら解体範囲や部材の取り替え、部材の補修方法等を的確に判断し指示を行う。これらの業務は、設計内容を十分に理解している必要があり、業務を円滑に遂行するためには設計業務の受託者にしか行い得ない業務であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6580)
義務教育学校港島学園校舎整備工事設計業務見直し設計業務	令和5年10月25日	山田総合設計・黒田建築設計事務所設計共同体 代表者 (株) 山田総合設計	7,744,000	本業務は、令和5年3月に完了した「義務教育学校港島学園校舎整備工事設計業務」を見直す業務である。本業務は当初設計と一体の関係にあり、当初設計業務と同一の業者に委託させることは、当初設計の内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6580)
垂水小学校校舎棟改築工事その2設計意図伝達他業務	令和5年12月22日	山本設計・新日本設備計画設計共同体 代表者 (株) 山本設計	23,100,000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であることから、設計業務の受託者でしか行い得ない業務である。また、関連法令等に基づく各種申請書類作成業務等についても、実施設計業務と密接に関連する付帯的な委託業務であり、設計業務の内容を理解し円滑に業務を進める上で、基本・実施設計業務の受注者が実施することは不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6580)
旧駒ヶ林公会堂耐震設計見直し他業務その2	令和6年1月15日	(株) エーアンドディー設計企画	13,431,000	本業務は、令和4年度に実施した「旧駒ヶ林公会堂耐震設計見直し他業務」において設計業務を完了した内容について、発注前の文化庁との協議及びそれに伴い生じた事業者との協議により変更を余儀なくされた内容について、修正設計を行うものである。本業務を行うにあたり、当初設計業者と同一の業者に委託することは、当初設計の内容を理解し、円に業務を遂行する上で不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6580)
(仮称) 王子動物園新獣舎他整備工事基本設計業務	令和6年2月2日	大建設計・婦木建築設備設計共同体 代表者 株式会社 大建設計 大阪事務所	46,640,000	神戸市建築工事設計監理外注委員会における、公募型簡易プロポーザルの提案内容の審査結果による順位に基づき、見積合わせを行うため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6581)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

灘消防署庁舎建設工事設計業務	令和6年2月14日	山本・岡本・技研エンジニア設計共同体 代表者 株式会社山本設計	152,900,000	神戸市建築工事設計監理外注委員会における、公募型簡易プロポーザルの提案内容の審査結果による順位に基づき、見積合わせを行うため。 (地方自治法施行令 第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6582)
新北建設事務所建設工事設計業務	令和6年2月2日	安井建築設計事務所・YURI DESIGN 設計共同体 代表者 株式会社安井建築設計事務所	82,170,000	神戸市建築工事設計監理外注委員会における、公募型簡易プロポーザルの提案内容の審査結果による順位に基づき、見積合わせを行うため。 (地方自治法施行令 第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6583)
(仮称)神戸市歴史公文書館新築他工事設計意図伝達業務	令和6年3月13日	(仮称)神戸市歴史・公文書館整備工事設計業務 佐藤総合計画・婦木建築設備事務所設計共同体	12,540,000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であり、設計業務の受託者である業者にしか行い得ない業務であるため。 (地方自治法施行令 第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6584)
雲中地域の新たな地域活動拠点・旗塚児童館整備工事設計業務(その2)	令和6年3月19日	小野設計・y & M design office設計共同体 代表者 株式会社 小野設計	26,334,000	当業務は前業務「雲中地域の新たな地域活動拠点・旗塚児童館整備工事設計業務(その1)」に基づいて実施する業務であり、当業務と前業務は一体の業務として、公募型簡易プロポーザルの提案内容の審査結果による順位に基づき、見積合わせを行い委託先を選定しているため。 (地方自治法施行令 第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6585)
積算チェックアプリ機能改善及び実証実験支援業務に係る委託契約	R5.11.15	協栄産業(株)	3,993,000	本業務は、令和3年度に構築したチェックツールの改修や、設備工事の実証実験を実施するための追加機能の検討を行うものであり、ツール構築事業者である協栄産業株式会社に委託することが必要不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 595-6580)
市有建築物情報システムのサーバー仮想化基盤への移設作業他改善業務に係る委託契約	R5.10.12	(株)ハピネスコーポレーション	5,098,500	システム開発を行ったもの以外に委託した場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる可能性がある等、密接不可分な関係にある業務の契約のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 595-6580)